

第 4 母子保健事業



1 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

ア 目的

- (ア) 妊娠届出制度は、妊産婦や乳幼児を的確に把握し、必要な保健指導や健康診査を行う。
- (イ) 母子健康手帳は、母子保健の正しい知識の普及及び妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態の一貫した記録保持を目的として交付している。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第15条（妊娠の届出）

母子保健法第16条（母子健康手帳）

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

親子支援課職員（保健師）、市民課職員、支所職員

オ 内容

妊娠の届出をした者に対し、妊娠期から安心して出産・育児に望めるよう制度やサービスの情報提供を行っています。健康福祉センター、市民課、各支所において母子健康手帳を交付しています。

カ 実績

(ア) 妊娠届出時の妊娠週数

単位：件

区分 年度	妊娠届出数	届出時の妊娠週数				
		11週以内	12～19週	20～27週	28週以上	不詳
25	1,030	917	81	10	3	19
26	1,072	998	53	7	6	8

(イ) 妊娠届の届出場所

単位：件

区分 年度	市民課	支所					健康福祉 センター
		東金子	金子	宮寺	藤沢	西武	
25	542	19	19	12	71	59	308
26	540	13	32	12	59	65	351

(ウ) 母子健康手帳交付状況

単位：件

区 年度	母子健康手帳の交付件数			
	妊娠届出数	再交付数	追加	合計
25	1,030	12	6	1,048
26	1,072	18	9	1,099

キ 事業の経過

昭和 17 年、妊産婦手帳制度確立

昭和 22 年、児童福祉法制定「母子手帳」と改名

昭和 40 年、母子保健法制定「母子健康手帳」と改名

平成 4 年度、交付主体が県から市町村に事務移譲（母子保健法の一部改正）

ク まとめ

妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付業務は、届出時に妊婦と保健師が直接面接し、保健指導、子育て支援のための情報提供等を行う重要な機会です。近年、児童虐待が大きく社会問題化する中で、その発生予防、早期発見等の観点からも出産後も継続的に支援が必要であると見込まれる妊婦を早期に把握することが重要です。こうしたことから、保健師が配置されている健康福祉センターへの届出を勧奨する試みを平成 17 年度から行ってきました。その結果、育児不安がある等早期に支援が必要な家庭を把握する上で大変有効となっています。

2 未熟児養育医療事業

(1) 未熟児養育医療制度

ア 目的

身体の発育が未熟なまま出生した児が指定の医療機関で入院治療した際に必要な医療の給付を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 20 条

ウ 対象

出生体重が 2,000 g 以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なまま生まれた児

エ 対応者

親子支援課職員（保健師）

オ 内容

未熟児養育医療の届出をした者に対し、安心して入院、治療に望めるよう制度やサービスの情報提供を行い、養育に必要な医療の給付を行います。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	新規承認
25	32
26	24

キ 事業の経過

平成 25 年度、県から市町村に事務移譲

ク まとめ

児が身体の発育が未熟なまま出生した場合、保護者は児の発育、発達や養育に対し不安が強いため、申請時に保健師が直接保護者と面接し、退院後の継続的な支援が円滑に行えるように早期から関わりを持つよう努力しています。

3 健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

ア 目的

妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第13条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

契約医療機関等（一般社団法人埼玉県医師会・一般社団法人埼玉県助産師会・1都6県内の契約医療機関等）へ委託し対応

オ 内容

(ア) 妊婦一般健康診査（14回）

問診及び診察、検査計測（血圧・体重測定・尿化学検査など）、保健指導

(イ) 血液検査

(ウ) B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査

(エ) 子宮頸がん検診（細胞診）

(オ) 超音波検査

(カ) HIV抗体検査

(キ) HTLV-1抗体検査

(ク) 性器クラミジア検査

※健診内容の実施時期・回数については、実施要領による。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分		年度	
		25	26
妊婦 一般健康診査	1回目	1,017	1,036
	2回目	978	1,031
	3回目	986	861
	4回目	976	1,084
	5回目	971	1,022
	6回目	996	974
	7回目	974	1,006
	8回目	987	894
	9回目	905	968
	10回目	943	938
	11回目	812	788
	12回目	851	850
	13回目	611	572
	14回目	392	366
超音波検査		3,777	3,579
子宮頸がん検診		993	1,000
HIV抗体検査		1,009	1,031
HTLV-1抗体検査		976	1,134
性器クラミジア検査		1,033	1,024

キ 事業の経過

平成9年度から実施主体が県から市町村に事務委譲

平成10年度から一般財源化

平成20年度から妊婦一般健康診査の回数を2回から5回に拡充

平成21年度から妊婦一般健康診査の回数を5回から14回に拡充、併せて償還払い制度を実施

平成23年度からHTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査を追加

平成24年度から関東圏内1都6県以外医療機関との埼玉県による一括契約締結が廃止されたことにより、償還払い制度で対応

平成26年度から風疹ウイルス抗体検査を追加

ク まとめ

妊婦一般健康診査及び各種検査を実施し、妊娠出産に伴う経済的な負担の軽減を図り、妊婦の健康保持と安心して出産できる環境整備に努めています。

(2) 3～4か月児健康診査

ア 目的

乳幼児の健全な育成のため、病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援と健康推進に対する援助及び保護者の育児不安の軽減や精神の安定を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第13条、埼玉縣市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

3か月～4か月児

エ 対応者

小児科医師、整形外科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年17回 1回につき約60人を対象に実施

問診、身体計測、整形外科診察、内科診察、集団指導（母子保健事業、歯科指導、離乳食）、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
25	1,050	1,044	99.43
26	1,012	989	97.73

健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果					精密健康 診査受診 児数	事後指導 児数
	異常なし	要経過観 察児数	要精密健康 診査児数	要治療児数			
				健康診査前からの 治療継続児の 数			
25	792	86	51	96	44	48	28
26	762	80	31	96	51	30	21

キ 事業の経過

平成15年度から心理相談員を配置

平成17年度から図書館職員の協力を得て絵本の読み聞かせ事業開始

平成18年度から問診票を改訂（母の心理面、フェイススケール、父の育児参加状況、家族機能の質問等を追加）

平成25年度から図書館職員の絵本の読み聞かせ事業をBCG実施日へ変更

平成26年度から名称「3か月児健康診査」を「3～4か月児健康診査」に、実施回数も「18回」から「17回」に変更

ク まとめ

医師等による子どもの発育・発達の状況把握のほか、助産師、心理相談員等を配置することで保護者の育児不安の軽減が図られています。

また、平成 25 年度から Hib ワクチン・肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となったため、3～4 か月児健診時に予防接種のスケジュール（特にBCGの日程）の確認を徹底しました。

(3) 1 歳 6 か月児健康診査

ア 目的

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を防ぐとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 1 2 条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

1 歳 6 か月児～1 歳 7 か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年 18 回 1 回につき約 65 人を対象に実施

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、集団歯科指導、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
25	1, 062	1, 027	96.70
26	1, 146	1, 116	97.38

健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密健康診査受診児数	事後指導児数
	異常なし	注意すべき児			要経過観察児数	要精密健康診査児数	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・精神両面			健康診査前からの治療継続児の数			
25	721	154	127	19	222	3	75	36	2	38
26	841	137	109	23	196	3	70	32	3	2

歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数（本）			歯の状況						
	未処置歯	処置歯		むし歯のない児			むし歯のある児			
				O ₁ 型	O ₂ 型	不群	A型	B型	C型	不群
25	48	45	3	968	33	1	16	0	3	0
26	42	30	12	937	162	2	13	0	0	0

※O₁型：むし歯がない O₂型：むし歯はないがハイリスク A型：上の前歯か、奥歯にむし歯あり

B型：上の前歯と、奥歯にむし歯あり C型：下の前歯とその他の歯にむし歯あり

キ 事業の経過

平成15年度から心理相談員を2人に増員

平成20年度から歯科の集団指導を実施

平成21年度から問診時に検査器具を用いて発達の確認を実施

ク まとめ

1歳6か月という年齢は「異常なし」という判定は可能であっても「異常」と決めには早すぎるため、要経過観察児数が多くなっています。

麻疹風しん第1期の未接種者へはチラシを渡し接種勧奨を行っています。

(4) 3歳児健康診査

ア 目的

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

3歳3か月～3歳4か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年 18 回 1 回につき約 65 人を対象に実施

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、尿検査、集団指導（歯科、栄養）、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率(%)
25	1,183	1,140	96.37
26	1,187	1,133	95.45

健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密健康診査 受診児数	事後指 導児数
	異常なし	注意すべき児			要経過観 察児数	要精密 健康診 査児数	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・精 神両面			健康診査前 からの治療 継続児の数			
25	586	509	11	29	313	13	223	67	9	36
26	579	478	20	42	332	20	198	79	15	55

歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数(本)			歯の状況					
	未処置歯	処置歯	O型	むし歯のある児					
				A型	B型	C ₁ 型	C ₂ 型	不群	
25	616	480	136	934	142	51	0	8	0
26	722	518	204	922	153	41	0	12	0

キ 事業の経過

平成 15 年度から心理相談員を 2 人に増員

平成 20 年度から歯科の集団指導を実施

ク まとめ

3 歳児健康診査の受診率は、他の乳幼児健康診査に比べやや低い状況です。理由としては、保育所や幼稚園での健康診査を受診している場合や保護者の就労等が考えられます。

(5) 乳幼児精密健康診査

ア 目的

3～4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査において、精密な診断を要すると認められた乳幼児について、精密健康診査を行い、幼児の健全な育成を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び第13条、乳幼児健康診査実施要綱、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領、入間市幼児精密健康診査実施要領

ウ 対象

健康診査の結果、身体及び精神発達に関して疾病等の疑いにより、より精密に健康診査を行う必要があると認められた乳幼児

エ 対応者

契約医療機関

オ 内容

契約医療機関において受診（精密健康診査受診票の交付日から1か月以内）

カ 実績

精密健康診査受診票の発行数と受診状況

単位：人

年度	区分	3～4か月		1歳6か月		3歳	
		発行数	受診数	発行数	受診数	発行数	受診数
25		51	48	3	2	13	9
26		31	30	3	3	20	15

キ 事業の経過

平成9年4月1日から入間市幼児精密健康診査実施要領施行

ク まとめ

精密健康診査の受診把握に努め、支援が必要な児に対しては継続して支援を行っていきます。

(6) 乳幼児健康診査未受診者家庭訪問指導

ア 目的

乳幼児健康診査未受診者のいる家庭等児童虐待ハイリスク家庭を把握する。支援の必要な家庭には関係機関と連携した支援を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び第13条、児童虐待防止法第5条、平成24年11月30日付通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」

ウ 対象

乳幼児健康診査未受診者で、受診勧奨をしても連絡がなく状況把握のできない家庭

エ 対応者

保健師、主任児童委員、家庭児童相談員

オ 内容

乳幼児健康診査未受診者で、状況把握のできない家庭をリストアップし、保健師、主任児童委員、家庭児童相談員が家庭訪問を実施。定期的に家庭訪問報告会（年6回）を開催し、関係職員で対応を検討。

カ 実績

実施状況

単位：人

健康診査種類	年度	訪問実件数	要支援
3～4か月児	25	6	3
	26	9	2
1歳6か月児	25	19	2
	26	10	1
3歳児	25	27	0
	26	27	0

キ 事業の経過

平成15年度、埼玉県児童虐待予防ローラー作戦として実施

平成16年度から市の事業として実施

ク まとめ

乳幼児健康診査未受診者の保護者からは、子どもの発育・発達の遅れの心配や育児の不安等を訴えられることが多くあります。また、未受診者の家庭は虐待の発生リスクが高いため今後も家庭訪問により未受診者の状況把握に努めていくことが重要です。

4 相談事業

(1) 乳幼児相談

ア 目的

保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援していく。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条、第10条

ウ 対象

妊婦、就学前の乳幼児と保護者

エ 対応者

助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、栄養士

オ 内容

年 24 回（健康福祉センター12 回、公民館 12 回）

身体計測、個別相談（健康福祉センターでは育児・歯科・母乳・栄養相談、公民館では育児・歯科・栄養相談を実施）

カ 実績

健康福祉センター

単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊婦					乳幼児			
			相談内容					相談内容			
			育児	歯科	栄養	母乳	その他	育児	歯科	栄養	母乳
25	288	485	0	0	0	0	1	129	73	101	77
26	308	557	0	0	0	0	0	162	75	123	79

公民館

単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊婦					乳幼児			
			相談内容					相談内容			
			育児	歯科	栄養	母乳	その他	育児	歯科	栄養	母乳
25	255	392	0	0	0	0	0	116	64	79	61
26	212	355	0	0	0	0	1	112	78	91	47

キ 事業の経過

平成 18 年度、健康福祉センター、市民会館、公民館（東町、金子、西武）で実施
平成 19 年度、健康福祉センター、男女共同参画推進センター、公民館（金子、西武）で実施。また、健康福祉センターを利用する方が増えたため、対象児を 1 歳未満と、1 歳以上に分けた。

平成 23 年度、健康福祉センター、公民館（金子、西武）で実施

平成 24 年度、健康福祉センター、公民館（金子、西武）、東藤沢公民館で 2 回試行

平成 25 年度、健康福祉センター、公民館（金子、西武、東藤沢）、黒須公民館で 2 回試行

平成 26 年度、健康福祉センター、公民館（金子、西武、東藤沢）で実施

ク まとめ

乳幼児相談の会場は、健康福祉センターを中心に交通の利便性や地域の特性を考慮し、市民の方が利用しやすいように努めています。

公民館等の各地域で実施することにより身近な場所での相談が可能です。また、金子・西武公民館では、同時開催で地域の子育て支援事業も行っているため、核家族化に伴い周囲から孤立しがちな親子にとっても相談と子育て支援を同時に利用することができ、地域での仲間作りの場にもなっています。

(2) 子ども相談室

ア 目的

児の発育・発達、保護者の育児不安等において支援が必要な方に対し、個別に相談を行うことにより、親子がともに健やかな生活が送れるように支援していく。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び13条

ウ 対象

乳幼児健診、電話相談等により、個別で専門的な相談を必要とする方

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保健師

オ 内容

年10回 1人約50分の予約制

子どもの発達や育児のこと、母や家族の心配ごとに応じ、保護者が相談員と話をしている間は、保健師が子どもを保育。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実人数	延べ人数
25	43	43
26	33	33

主な相談内容（延べ）

単位：件

年度 \ 区分	子どもの言葉	子どもの行動	母の育児不安
25	21	21	2
26	16	12	5

キ 事業の経過

平成13年度、子ども相談室事業を開始

平成14年度、相談時間の枠を1枠増加し、5件まで相談可能

平成25年度、年10回実施

平成26年度、年12回実施

ク まとめ

近年、言葉の相談が増えているため、言語聴覚士の対応を多くしています。

月に一度の相談の場のため、利用者のニーズに合わせて保健師が家庭訪問や来所相談で対応しています。

(3) 発育発達相談

ア 目的

運動機能又は精神発達面に問題のある児を中心に専門的な相談、指導を実施。また医療機関の紹介や療育の情報提供を行い乳幼児の健やかな発育・発達を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び第6条
乳幼児発達相談指導事業の実施について
入間市発育発達相談実施要領

ウ 対象

運動や精神面の発達に心配があると思われる児

エ 対応者

小児科医、保健師

オ 内容

年10回 1人約70分の予約制
保健師による計測と発達の確認。医師との個別相談。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実人数	延べ人数
25	21	24
26	13	26

キ 事業の経過

平成17年度から狭山保健所から市が実施主体となり年7回実施
平成21年度から年10回に実施回数を増やす

ク まとめ

すくすく教室で発達の経過をみながら、本事業の利用をすすめています。相談後は療育の場や必要な支援のための情報提供や他機関との連携を行っていきます。

(4) 母乳相談

ア 目的

母乳に関する知識を普及し、母親自身が手入れの実践などを通して母乳育児を学ぶことにより育児不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第10条
母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

母乳育児をする母親と子

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

月 1 回 年 12 回（平成 25 年度は年 10 回実施）1 人 20 分の予約制
児の計測をし、体重増加の確認と母乳に関する個別相談。

カ 実績

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数	相談の内容（延べ）				
			体重増加	母乳分泌	乳頭の手入れ	授乳方法	卒乳
25	42	43	23	19	8	16	9
26	47	54	25	21	7	16	11

キ 事業の経過

平成 17 年度から月 1 回（土曜日）、年間 12 回を実施

ク まとめ

母乳育児を希望する母親が増えてきている一方、母乳に関する不安や相談も多く、
母子に合わせたきめ細やかな指導が必要とされています。

(5) 電話・窓口相談

ア 目的

妊産婦及び乳幼児の健康全般に関する相談を随時受け、育児不安の解消に努める。

イ 根拠関連法令

母子保健法第 9 条

ウ 対象

妊産婦及び乳幼児、育児に関する事など全般の相談。

エ 対応者

保健師、管理栄養士、歯科衛生士

オ 内容

妊産婦及び乳幼児の健康に関する相談に保健師、栄養士、歯科衛生士が随時対応。
受付時間は月曜日～土曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分。

カ 実績

単位：人

区分 年度	窓口	電話
25	132	649
26	75	744

キ 事業の経過

平成15年度からは、健康福祉センター開館に伴い、土曜日も対応

ク まとめ

主な内容として離乳食の相談、医療機関への受診判断に迷う相談が増えてきております。今後はそれらの知識の普及啓発に努めていきます。

5 健康教育事業

(1) 両親学級「パパママクラス」

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と情報を提供することにより、妊婦が安心して出産や育児に取り組むことができる。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。

妊娠期から地域での仲間づくりの場を提供し、出産後の子育ての孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第4条、第9条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～6か月の妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士、いるまファミリーサポートセンター職員

オ 内容

年6回

1日目	妊娠中の過ごし方、母乳育児の話、お産の進み方、妊婦体操
2日目	歯の話、妊娠中の栄養（調理実習）
3日目 (土曜日)	実習（沐浴・ミルク作り、妊婦・育児体験等）制度について
4日目	育児について、先輩ママと赤ちゃんの交流会 ファミリーサポートセンターの紹介

カ 実績

参加人数

単位：人

年度	区分	妊婦		夫	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
25		66	199	50	70
26		54	177	40	65

キ 事業の経過

平成15年度、初産の妊婦を対象に母親学級を3日間を1コースとして実施

その他、両親学級を2日間の実習（調理、沐浴、子育て講話）で実施

平成16年度、4日間の両親学級の他に、パパ・ママ料理教室を実施

平成17年度から調理実習を両親学級に組み込み5日間の実施

平成20年度からワーキングママパパクラス参加者が増加し、短期間での学級開催の要望が増えたため、3日間に短縮

平成22年度からセンター直行バスの発着時間に合わせ学級の終了時間を短縮

そのため、4日間の実施に変更

平成24年度から両親学級の配布資料を独自で作成し、活用

平成26年度、2日目に妊娠中の栄養の講話と調理実習の実施

ク まとめ

土曜日開催の内容は、妊婦体験、調乳、沐浴実習など、夫も体験できる内容になっているため、夫の参加率が良いですが、4日間通して参加する夫は少ない状況です。

また、4日間の参加により妊婦同士の仲間づくりもできています。

(2) 働くママのための両親学級

ア 目的

働いている方の妊娠・出産・育児に伴う制度の正しい知識の普及と情報提供をすることにより、妊婦が安心して主体的に出産や育児に取り組むことができる。また、育児に生かせる仲間づくりの場を提供する。

さらに、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促し、仕事と育児の両立を図れるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第4条、第9条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～8か月の働いている妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師

オ 内容

年 6 回（偶数月を実施） 半日コース

妊娠中の過ごし方

母乳育児について

保育サービスについて

実習（沐浴、ミルク作り、妊婦・育児体験など）

カ 実績

実施状況

単位：人

年度	区分	妊婦	夫
	25	83	67
26	84	68	

キ 事業の経過

平成 18 年 6 月から、「ワーキングママパパクラス」として偶数月に実施

産休前の妊婦とその夫が参加しやすいよう土曜日の午前中に開催

平成 23 年度から「働くママのための両親学級」に名称変更

ク まとめ

夫の参加率が高く、父親の育児への理解が期待できます。

日程の都合や、半日で学べるという理由から、仕事を持たない妊婦の参加希望もあります。

(3) 食育教室「はじめての離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方、調理方法、与え方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減をはかる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 3 条、9 条

食育基本法第 5 条、21 条

ウ 対象

5～6 か月児（離乳食を始めるころ）とその保護者

エ 対応者

栄養士、保健師、歯科衛生士

オ 内容

月 1 回 年 12 回実施 1 回約 50 分の 2 部制
基本的な作り方の紹介、試食、個別相談

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加人数
25	266
26	235

キ 事業の経過

平成 21 年度までは、3 か月児健診と同時開催

平成 22 年度から 3 か月児健診から独立させ、食育教室を開催

「ごっくんクラス（5～6 か月児）」と「もぐもぐクラス（7～8 か月児）」の 2 つの教室を実施

平成 23 年度から参加希望者が多い 5～6 か月児を対象とした教室に一本化

平成 26 年度から「はじめての離乳食」と「7 か月からのもぐもぐ離乳食」に分けて実施

ク まとめ

3 か月児健診から独立させたことにより、離乳食に不安を感じる保護者の個々の相談に対応できるようになりました。

離乳食の進め方については講話と実演で分かりやすく説明をしています。講話の内容は、初めて調理する素材の種類や離乳食の与え方、量、食物アレルギーのことなどを丁寧に伝え、個別の相談にも応じています。

(4) 食育教室「7 か月からのもぐもぐ離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 3 条、9 条

食育基本法第 5 条、21 条

ウ 対象

7～8 か月児（2 回食ごろ）とその保護者

エ 対応者

栄養士、保健師、歯科衛生士

オ 内容

月 1 回 年 12 回実施 1 回約 50 分の 2 部制
取り分け離乳食、試食、個別相談

カ 実績 単位：人

区分 年度	7 か月からの もぐもぐ離乳食
25	
26	208

キ 事業の経過

平成 21 年度までは、3 か月児健診と同時開催

平成 22 年度から 3 か月児健診から独立させ、食育教室を開催

「ごっくんクラス（5～6 か月児）」と「もぐもぐクラス（7～8 か月児）」の 2 つの教室を実施

平成 23 年度から参加希望者が多い 5～6 か月児を対象とした教室に一本化

平成 26 年度から「はじめての離乳食」と「7 か月からのもぐもぐ離乳食」に分けて実施

ク まとめ

離乳食を始めて、2 回食、次の 3 回食へのタイミングや素材の種類、形状など試食やデモンストレーションを交えて具体的に説明をしています。また、お子さんの発達に合わせて個別の相談にも応じています。

(5) おいしくたべよう 0 1 2 さい

ア 目的

子どもの望ましい食習慣を育てていくために、児童センターに集まった親子を対象に、食に関する情報、知識の普及・啓発を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 3 条、9 条

食育基本法第 5 条、21 条

ウ 対象

児童センターに集まった親子

エ 対応者

栄養士、児童センター職員

オ 内容

月 1 回（8 月を除く）年 11 回実施

野菜の歌の手遊び、野菜の紹介（野菜の栄養価、調理工夫等）、調理見本を示しながらレシピの紹介、資料配布

カ 実績 単位：人

年度 \ 区分	参加人数
25	712
26	596

キ 事業の経過

平成17年度から、健康福祉課の事業として実施

平成24年度から、親子支援課に管理栄養士が配属したことにより、親子支援課の事業として実施

ク まとめ

本物の野菜を見せながら、親子で食べてみようと思ってもらえるように、野菜の情報を伝えています。また、資料配付時に離乳食の相談を受けることもあります。短時間ですが、乳幼児期の親子に直接働きかけられる場となっています。

(6) 赤ちゃんサロン

ア 目的

同じ月齢の赤ちゃんを持つ親同士が、地域で支え合いながら子育てができるよう育児サークル形成への支援を行い、子育て仲間のネットワークづくりの推進を図る。

イ 根拠法令・関連法令

母子保健法第4条

ウ 対象

6～7か月の児と親

エ 対応者

保健師

オ 内容

年6回 隔月実施

親子のふれあい遊び、地区別のトークタイム、両親学級の妊婦との交流、プレイルーム利用の説明

カ 実績 単位：組

年度 \ 区分	参加人数
25	239
26	466

キ 事業の経過

旧保健センターでは、両親学級卒業生と3か月児健診における希望者（第1子）のみに案内

平成 15 年度から健康福祉センター開館に伴い、健康カレンダーや広報で募集を行い、自由参加型に変更

ク まとめ

実施後、育児サークルが数多くでき、乳幼児を持つ親同士の地域での支え合いに発展しています。

近年、子育て支援の一貫として地域に親子で参加できる場も増えています。地域の情報を伝え、親子の交流を図っています。

(7) 9 か月育児学級

ア 目的

心身の成長・発達の節目である生後 9 か月の時期に合わせた指導を行うことで子どもの健康の保持増進及び育児不安の軽減を図る。

イ 根拠法令

母子保健法第 4 条、第 9 条

ウ 対象

9 か月児と親

エ 対応者

保健師、歯科衛生士、栄養士、看護師

オ 内容

月 1 回 年 12 回実施

計測、集団指導（歯みがき指導、離乳食、発育発達、事故予防、生活リズム）

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加人数（児）
25	502
26	408

キ 事業の経過

平成 14 年度、センター移転のため事業を中断。平成 15 年度から再開

平成 16～17 年度、午後の時間帯に実施

平成 18 年度から午前の時間帯に変更

平成 20 年度から事故予防ルームを開設

平成 22 年度から媒体や掲示による工夫をして視覚的な指導に変更

ク まとめ

教室参加後は育児不安が軽減されています。また継続的な支援が必要な方には保健師が個別に対応しています。

(8) 2歳歯みがき教室

ア 目的

むし歯のり患率が急激に高くなるこの時期に、正しい仕上げみがきの方法や上手な間食の取り方等を伝え、幼児期におけるむし歯の予防を図る。

イ 根拠・関連法令

歯科口腔保健の推進に関する法律第2条

母子保健法第3条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

おおむね2歳児

エ 対応者

歯科衛生士、栄養士

オ 内容

年6回（偶数月に実施）

むし歯・おやつの話と試食、歯みがきの話、お顔遊び、仕上げみがき指導

カ 実績 単位：組

区分 年度	参加人数
25	77
26	83

キ 事業の経過

平成16年度、試行として年6回実施

平成17年度から事業として隔月（年6回）実施

ク まとめ

保護者のむし歯に対する知識や技術が、乳幼児の歯の健康を大きく左右することから、保護者へのむし歯予防に対する正しい知識の普及を図るため、実践を交えた歯みがき指導を実施しています。望ましい間食の取り方を栄養士が説明し、手作りの試食も用意しています。また、仕上げ磨きを嫌がる乳幼児が殆どのため、保護者に対しお顔遊びを取り入れた関わり方も指導しています。

(9) 3歳6か月歯みがき教室

ア 目的

生活習慣が確立するこの時期に、正しい歯磨きの習慣や上手な間食の取り入れ方等を知ることによってむし歯の予防、口腔内の健康の保持増進を図る。

イ 根拠・関連法令

歯科口腔保健の推進に関する法律第2条・第7条

母子保健法第3条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

おおむね3歳6か月児

エ 対応者

歯科衛生士

オ 内容

年6回（奇数月に実施）

むし歯・歯みがきの話、染め出しによる歯みがき指導、フッ素洗口体験

カ 実績 単位：組

区分 年度	参加人数
25	58
26	29

キ 事業の経過

平成11年度から3歳児歯みがき教室を実施

平成15年度から3歳児健診の事後フォローとして実施

ク まとめ

3歳児健診をきっかけに、正しい仕上げみがきの方法や食生活習慣を再確認し、むし歯予防への意識を高める契機として位置付けています。染め出し液を使ったみがき残しの確認やむし歯、歯並びの状況を見ながらのブラッシング指導及びフッ素洗口を行っています。しかしここ数年、参加者数が減少してきているため、平成27年度から教室内容や開催時間等を検討し、変更する予定です。

(10) すくすく教室

ア 目的

言葉が遅いなどの言語や行動・心理面で気がかりな乳幼児とその保護者に対し、遊びを通じたかかわりの中で乳幼児の発育・発達を経過観察し、その乳幼児に合った育児ができるよう支援する。

イ 根拠法令

母子保健法第9条

発達障害者支援法第5条及び第6条

ウ 対象

各乳幼児健診、乳幼児相談などで、言葉の遅れや対人面・心理面などでの特別な育児支援が必要であると思われる乳幼児と親

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保育士、家庭児童相談員、保健師

オ 内容

月1～2回 年20回

親子遊び（感覚遊び、運動等）、おやつ、母子分離（児は保育、母はグループ相談）

カ 実績

単位：人（児のみ）

区分 年度	実人数	延べ人数
25	27	187
26	29	163

キ 事業の経過

平成元年度から実施

平成3年度から心理相談員を配置

平成18年度から言語聴覚士と心理相談員が交互に指導

ク まとめ

すくすく教室で経過観察後、必要に応じて発育発達相談・元気キッズ・茶おちゃお等への紹介をしています。保護者の気持ちも大切にしながら、親子に合った支援を続けていきます。

(11) かるがもルーム

ア 目的

子育ての悩みがある母親に対し、親子遊びや話し合いを通して、健やかな母子関係作りを図れるように支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条及び第10条

子どもの心の健康づくり実施要領

ウ 対象

育児不安があり、親子関係の構築において支援が必要と思われる親と子。

エ 対応者

心理相談員、保育士、家庭児童相談員、保健師

オ 内容

月1～2回 年18回

親子遊び、おやつ、母子分離（児は保育、母はグループ相談）

カ 実績

単位：人（親と児）

区分 年度	実人数	延べ人数
25	52	230
26	29	133

キ 事業の経過

平成15年度から実施回数11回

平成16年度から実施回数12回

平成18年度から実施回数18回

平成20年度は実施回数22回

平成21年度は実施回数20回

平成22年度から実施回数18回

ク まとめ

平成23年度から出席カードに目標を記入するようになり、目標や期限が明確になり、卒業もスムーズになっています。

健診の心理相談利用後に、かるがもルームをお誘いすることが多い中、参加につながらないことが多くあります。今後は訪問を取り入れながら、必要な親子が参加しやすい環境を作っていきます。

(12) 多胎児支援事業「ふたご・みつごの会」

ア 目的

多胎児の育児における不安や悩みを解消できるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条

ウ 対象

妊婦、0歳・1歳の双子・三つ子とその家族

エ 対応者

保育士、保健師、いるまファミリーサポートセンター職員

オ 内容

年2回（6月、11月に開催）

父母のフリートーク、保育、手遊び

カ 実績

単位：人

年度	区分	実施回数(回)	参加延べ人数		
			妊婦	親	子ども
25		2	2	20	37
26		2	0	15	28

キ 事業の経過

平成17年度から開催1回

平成18年度から開催2回

平成21年度は、開催4回（うち2回は2～3歳児）

平成22年度から開催2回

ク まとめ

妊婦や多胎児を持つ親子の交流の場となっています。毎年、自主サークルもでき、本事業以外での交流が継続できています。案内については、広報だけでなくハガキでの個別通知をおこなっています。今後も行政としてサークルの運営支援や多胎児支援を行っていく必要があります。

6 家庭訪問事業

(1) 妊産婦訪問指導

ア 目的

妊産婦の健康の保持増進のため家庭訪問により必要な保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第17条

入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

妊産婦

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	妊婦		産婦	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
25	13	18	1,051	1,118
26	4	4	1,003	1,039

キ 事業の経過

平成9年度から実施

ク まとめ

新生児訪問とこんにちは赤ちゃん事業の実施により、産婦訪問がほぼ全員に実施できています。

(2) 未熟児訪問指導

ア 目的

未熟児は、生理的に発達が十分でなく疾病にもかかりやすいため、疾病の早期発見に努め、必要に応じて保健指導を行い、未熟児の健やかな成長を支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第19条

入間市未熟児訪問実施要領

ウ 対象

(ア) 未熟児養育医療を利用する未熟児と親

(イ) 上記に準ずる未熟児と親

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
25	31	39
26	24	26

出生の体重		単位：人	
	25年度	26年度	
出生体重（g）	実人数	実人数	
～ 999	2	2	
1000～1499	2	5	
1500～1999	11	9	
2000～2499	6	3	
2500～	11	5	
計	32	24	

キ 事業の経過

平成19年度から「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により未熟児訪問指導事務の移譲

ク まとめ

入院期間の長い未熟児の場合、児が入院中に母のみの訪問をし、母子の愛着形成や不安の軽減に努めています。健診や予防接種についても、個別に合わせた情報を伝え、安心して育児ができるように支援しています。また、訪問ができない場合は電話や面接でフォローし、転出等の理由の場合は他市へ継続支援の依頼を行っています。

(3) 新生児訪問指導

ア 目的

新生児は外界に対する適応能力及び感染に対する抵抗力が弱いため、養育上必要な保健指導を行い、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し適切な支援をする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第11条

人間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

新生児

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

家庭訪問による新生児の健康状態の観察（体重測定含む）と保護者に対する指導
予防接種の案内と母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況		単位：人	
年度	区分	実件数	延べ件数
25		723	736
26		770	781

キ 事業の経過

平成9年度から実施

平成23年度から出生連絡票の提出がない方へ電話連絡を開始

ク まとめ

新生児訪問の周知や出生連絡票の回収率の向上のため、引き続き児童福祉課、近隣の産婦人科医療機関の協力を得られるようポスターの掲示等で働きかけていきます。

(4) こんにちは赤ちゃん事業

ア 目的

新生児訪問を利用されなかった方（生後4か月までの乳児）を対象に、子育て支援の情報提供、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法6条の3第4項

社会福祉法第2条第3項第2号

次世代育成支援対策推進法第11条

入間市次世代育成行動計画

ウ 対象

新生児訪問利用を除く、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

家庭訪問による養育環境の確認

母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況		単位：人	
年度	区分	実件数	延べ件数
25		260	265
26		228	229

キ 事業の経過

平成 19 年度、新規事業

平成 20 年 3 月から保健師が試行的に実施

平成 20 年度から保健師の他、母子保健推進員を委嘱し訪問を依頼

平成 22 年度から保健師、助産師の専門職のみで実施

平成 23 年度から出生連絡票の提出のない方への電話連絡開始

ク まとめ

電話連絡を開始してから、訪問時に母子に会える機会が増え、個別に合わせた情報提供も行えています。

こんにちは赤ちゃん事業の利用者が減少しているのは、新生児訪問利用者が増えたためですが、今後も新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業の周知を積極的に行い、出生後早期の訪問に努めていきます。

(5) 乳幼児等訪問指導

ア 目的

乳幼児とその保護者の健康保持増進のため随時家庭訪問し保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 10 条

ウ 対象

乳幼児等とその保護者

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

年度	区分	乳幼児等	
		実件数	延べ件数
25		171	238
26		126	173

キ 事業の経過

平成 6 年地域保健法制定に伴う母子保健法改正

平成 9 年度からの実施に伴い、母子保健事業が市町村に一元化。基本的なサービス

を市町村が一貫して行うようになったため、3歳児健診、1歳6か月児健診、3か月児健診実施後の事後指導として家庭訪問や保護者の育児不安に対応

ク まとめ

近年、子どもの発達に関する相談等が増加しており、家庭訪問にて状況を把握し、すすく教室や発育発達相談の事業につなげて支援をしています。

その他、虐待に関する相談等は児童福祉課や児童相談所等関係機関と連携し継続的な支援をしています。

7 地域活動推進事業

(1) 母子愛育会活動

ア 目的

地域住民の健康づくりを推進する母子愛育班と協働し、地域の健康増進につなげる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条

地域母子保健事業の実施について

平成7年4月3日児母第19号厚生省児童家庭局母子保健課長通知(2)母子保健地域組織育成事業

ウ 対応者

母子愛育班員、保健師

エ 内容

(ア) 委託事業

母子保健事業の協力：乳幼児相談、BCG、両親学級、働くママのための両親学級、9か月育児学級、3歳6か月歯みがき教室、食育教室

子育て支援事業：地域で親子のふれ合う機会をつくり、母子の健康と福祉の向上を図る

育児体験事業：中学生に育児体験を提供することで、母性・父性を培うとともに、命の大切さを学び豊かな人間性を育むことを支援する。

三世代交流事業：高齢者と児童を含む地域住民の交流を通して、活力あふれる健全な地域づくりを推進する。

声かけ訪問事業：近隣の乳幼児から高齢者の方までに声をかけ、健康課題の発見や健康づくりを支援する。

(イ) その他

定例会での保健師セミナー

オ 実績

実施状況：平成26年度

単位：人

事業名	会場	内容	回数／参加者／本部・理事・班員
乳幼児相談	公民館	受付 資料や体温計 配布 妊婦体験コー ナー等	12回／513名／33名
BCG	健康福祉 センター		12回／1226名／24名
両親学級			6回／87名／12名
働くママのための両親学級			6回／135名／12名
9か月育児学級			12回／429名／24名
3歳6か月歯みがき教室			6回／37名／12名
食育教室			12回／273名／24名
青少年育成事業	中学校	沐浴体験等	4校／451名／663名

班員数

単位：人

年度 支部名	年度	
	25	26
豊岡第1	13	14
豊岡第2	22	23
東金子	21	20
金子	34	33
宮寺	32	32
二本木	8	8
藤沢	18	18
東藤沢	20	19
西武	0	0
小谷田1丁目	7	7
本部	6	6

カ 事業の経過

昭和15年、金子村が愛育村に指定を受け愛育班活動が開始

昭和30年代後半から、宮寺、東金子、藤沢、角栄、角栄西が活動開始

昭和42年、西武が活動開始

昭和43年、7地区が統合し、入間市母子愛育会が設立

後に、豊岡第一、豊岡第二、二本木も活動開始

平成 14 年、小谷田一丁目が活動開始

平成 25 年、東藤沢東部、東藤沢西部が合併し、東藤沢支部として活動

※西武支部は平成 22 年度より活動を休止していましたが、平成 26 年、公募により班員登録がありました。現在は、本部とともに活動を行っています。

キ まとめ

子育て支援では、四季の伝統行事を取り入れて開催しています。育児体験事業も好評であり、継続した事業展開をしています。

今後も時代に即した地域での活動ができるよう支援していきます。

8 団体育成事業

(1) 地域の育児サークル

ア 目的

子育て中の親が、仲間と集まり情報交換などを行うことで、育児の不安を解消し孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 3 条

ウ 対象

市内在住の 4 歳未満（年少児以下）の児をもつ親子

エ 対応者

職員

オ 内容

プレイルームの貸出し（予約制） 1 日 5 枠 1 枠 1 時間 30 分
転入者など希望者へ既存の育児サークルの紹介

カ 実績

プレイルームの貸出し状況

単位：人

区分 年度	登録サークル数 (団体)	延べ利用者数
25	86	6,133
26	71	5,446

キ 事業の経過

平成 15 年度の健康福祉センター設立後、プレイルームの貸出しを開始
当初は 1 日 4 枠の貸出し

平成 17 年度、利用者の増加に伴い 1 日 5 枠に増やす

平成 22 年度、サークル登録の対象年齢を就学前に変更

利用希望日のアンケートを実施、その結果、日曜日・祝日の希望日

は少なかつたため貸出しは行わないことに決定

平成 23 年度、サークル登録の対象年齢を年長児以下に変更

平成 24 年度、サークル登録の対象年齢を年中児以下に変更

平成 25 年度、サークル登録の対象年齢を年少児以下に変更

ク まとめ

近年、サークル数が増え利用も多くなっている一方で、乳幼児を持つ保護者にとって予約が取りづらいつ況となつていました。そのため、3年間にわたり1年ごとにサークル登録の対象年齢を変更しました。

今後もプレイルームの利用状況を把握しながら、随時対応していきたく思います。